

○65 歳以上の方も雇用保険の加入対象になります **重要!** ～雇用保険

平成 29 年 1 月 1 日から雇用保険加入の対象者が拡大されます。これまでは 65 歳以上で新規に採用される方については雇用保険に加入することが出来ませんでした。平成 29 年 1 月 1 日以降は加入対象となります。

現在の加入要件は①1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であること ②31 日以上引き続き雇用されることが見込まれること ③採用時に 65 歳未満であること、があります。平成 29 年 1 月 1 日以降は③の年齢制限が廃止され、65 歳以上の方も雇用保険に加入することになります。

なお、高齢者の雇用保険料の免除制度については、平成 32 年 3 月 31 日まで現状のまま続きます。以降は通常の被保険者として扱われます。

今後の実務上の手続きは下記のとおりです。

(1) 平成 29 年 1 月 1 日以降に新たに 65 歳以上の方を雇用する場合

→入社時に雇用保険の資格取得手続きが必要となります。

(2) 既に在籍中の従業員で、入社時に 65 歳以上だったため雇用保険の適用対象外となっている方がいる場合

→平成 29 年 1 月 1 日で加入対象となり、取得手続きが必要になります。

(3) 65 歳になる前から引き続き雇用保険に加入している方

→手続きの必要はございません。

(1) と (2) の場合は取得手続きが必要になりますので、対象の方がいる事業所様は必ずあおば事務所までご連絡くださいますようお願いいたします。

○兄・姉を健康保険の扶養にする要件が変わりました ～健康保険法

兄・姉を扶養にするときは、主に被保険者の収入によって生活をしている(生計維持といいます)ことに加え、同居していることが必要でしたが、平成 28 年 10 月 1 日より、同居の必要がなくなりました。

平成 28 年 10 月 1 日以降は、主に被保険者の収入(仕送りなど)によって生活をしていれば、同居していなくても扶養にすることが出来ます。今まで同居していないことで扶養に出来なかった兄・姉がいる場合には、今後、扶養にすることが出来ますので、あおば事務所までご連絡またはご相談ください。

○厚生年金の等級(下限)が追加されました ～厚生年金保険

厚生年金保険料は給与(基本給のほか残業手当や通勤手当などを含めた総額)を一定の幅で区分した等級に当てはめて決められています。これを標準報酬月額と言います。これまで、この等級は 98,000 円が下限となっておりますが、改正により平成 28 年 10 月から 1 等級(88,000 円の等級)が追加されました。

この変更により、新等級に該当する方につきましては自動的に保険料が変更されます。該当する方につきましては、すであおば事務所よりご案内をいたしましたので、11 月に支払われる給与から変更をお願いいたします。

また、給与システムによっては等級を入力して保険料を計算する場合、以前の等級で入力してしまうと保険料が正しく反映されない可能性がございます。今一度確認またはあおば事務所へご相談をお願いいたします。

○産業別最低賃金額(埼玉県)が決まりました ～最低賃金法

平成 28 年の産業別最低賃金額が決まりました。適用は 12 月 1 日からとなっています。

○非鉄金属製造業 884 円 ○輸送用機械器具製造業 898 円 ○自動車小売業 897 円

○電子部品・デバイス電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 889 円

○光学機械・レンズ、時計・同部品製造業 897 円 ○各種商品小売業(百貨店や総合スーパー) 849 円

○個人情報を含む書類の取り扱いについて ～お知らせ

今後、あおば事務所から行政手続き書類の控え等、個人情報を含む書類を顧問先様に郵送する際には『濃い緑色の封筒』で事業主様又は担当者様宛親展でお送りさせていただきます。ご確認の程、宜しくお願いいたします。

社会保険加入の顧問先様 社会保険の随時改定(いわゆる月変)に関して、基本給はもちろんのこと通勤手当や時給等も含め固定的な給与(手当等)に変更があった場合には、その都度お知らせいただきますようご協力お願い申し上げます。